

第十期練馬区健康推進協議会（第4回）

第十期練馬区健康推進協議会（第4回）会議録

1 開催日時

平成30年3月22日（木）午後2時30分～3時30分

2 開催場所

練馬区役所 庁議室

3 出席者

会 長 高久史麿委員

副会長 古賀信憲委員

委員

嶋村英次委員、秋本重義委員、豊田英紀委員、飯塚裕子委員、丸山淑子委員、小川けいこ委員、宮原よしひこ委員、石黒たつお委員、坂尻まさゆき委員、土屋としひろ委員、伊藤大介委員、浅田博之委員、関口博通委員、後藤正臣委員、名川一史委員、北川乃貴委員、

渡邊ミツ子委員、高村章子委員、川島藤行委員

区理事者

健康部長、練馬区保健所長、福祉部長、福祉部管理課長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、北保健相談所長、光が丘保健相談所長、石神井保健相談所長、大泉保健相談所長、関保健相談所長、地域医療課長、医療環境整備課長

4 公開の可否

公開

5 傍聴者数

0名

6 配布資料

「資料1」

平成30年度健康づくり事業について

「資料2-1」

平成30年度練馬区食品衛生監視指導計画について

「資料2-2」

平成30年度練馬区食品衛生監視指導計画

「資料3-1」

東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方の意見募集結果

「資料3-2」

「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方について

【資料3-3】

健康増進法の一部を改正する法律案について

○会長

それでは時間になりましたので、第4回の練馬区健康推進協議会をただいまから開催いたします。ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは事務局から、資料の確認並びに資料1の説明をよろしくお願いします。

○事務局

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

(資料の確認)

添付資料で第十期練馬区健康推進協議会第3回の会議録と、練馬区健康推進協議会設置要綱を添付させていただいております。

本日の資料は以上となります。資料の不足等ございませんでしょうか。

なお、木村委員、田中委員、島田委員より、本日ご欠席のご連絡をいただいております。また、浅田委員は遅れるとの連絡が入っております。

事務局からは以上となります。

○会長

よろしいでしょうか。

それではまず、議題の1「平成30年度健康づくり事業について」。事務局から資料の説明をよろしくお願いします。

○健康推進課長

(資料1)の説明

○会長

ただいまの30年度の健康づくり事業について、どなたかご質問、ご意見おありでしょうか。どうぞ。

○委員

今の30年度の健康づくりの充実策、4点ご説明がありましたが、これらはいずれも4世代別に事業を展開されていますけれども、今回のこの充実策は、働く世代、それから乳幼児等、この2つで、児童・青年と、それから高齢者の健康づくりについては、30年度の事業充実策としては上がっていないのですが、30年度はもうこれだけということなのでしょう。ということは、特に高齢者のところについては、当初計画をさらに徹底してやっていくという考え方で進められるのでしょうか。

なぜしつこくこれを聞くかといいますと、特に私自身の問題でもあるのですけれども、高齢者の介護保険の保険料もかなり年々アップしてきています。来年度の練馬区の介護保険料もアップするとお聞きしておりますが、全国的に見ると、市区では幾つか、数は少ないですが、介護保険料が来年度下がるというところもあるようです。その下がる要因というのはいろいろあるでしょうけれども、1つにはやはり介護予防事業の徹底といいますか、充実が1つというか、大きな要因になっていると報道

にもあったかと思えます。

ということで、これについて特にこの充実策というのが上がっておりませんかけれども、当初計画の徹底ということを進められると考えてよろしいのでしょうか。それが1つ。

それからもう1つ、2つ目ですけれども、「健康手帳」ですが、4月から新しい、今度は「健康日誌」と名前を変えているのですけれども、この名前を「手帳」から「日誌」に変えられた考え方というのは、何か特に特筆するべきものはあるのでしょうか。

それとこれは蛇足ですけれども、今までの「健康手帳」は開始する月が6月とか9月とかまちまちですと来ていたのですけど、今回は4月から3月となっています。これは今後は、こういう4月～3月という、まさに年度ごとに出すということでやられるのでしょうか。

○会長

今、委員から3つの質問がありましたけど、どうぞお答えいただけますか。

○健康推進課長

今回お出しした4点についてはこれで終わりということではなくて、主な事業ということでお出しをしております。

高齢者向けに行う事業なのですけども、我々としては前回ご紹介しました「ゆる×らく体操」、これを全区展開するためのさまざまな事業を、高齢社会対策課と連携しながらやっていく予定でございます。そういった意味で、ここには載せておりませんが、高齢者に向けての事業というのは今後も充実していく予定でございます。

ちなみに今、検討中ですけれども、後期高齢者に向けた歯科健診というのも練馬区としてどういうふうに取り組んでいくかということも含めて検討中で、まだこれは全然形になっていないのですけども、来年度以降、31年度以降に向けて順次それを、どうやって開始していくのか検討中でございます。

それから手帳の話ですが、これについては一部、お配りする時期がちょうどこの時期になるのに、4月から始まらないのが使いづらいというご要望がありましたので、4月から3月というように今回改めて、日付をそのまますぐ使って記入できるような形にしております。

「手帳」を「日誌」に変えたというお話ですけれども、実はこれについては補助金を代用してまして、補助金の出どころがちょっと変わったということで、名称を「手帳」から「日誌」に変えて、その辺に対応するような形で少し名称を変更したということで、中身については基本的に変わらないものをつくって、お渡ししているところでございます。

○委員

ちょっといいですか。すみません。手帳のことで1つ聞き忘れたのですけれども、この手帳については今までも何回か発言しているのですが、中身としてはとても立派ないい内容だと思うのですが、本当にこれの利用者が増えているのかどうか。発行部数というのはどれぐらい発行されていて、推定になるのでしょうか。利用している数というのはどれぐらいなのでしょう。それは年々アップしているのでしょうか。

それについてちょっとお尋ねします。

○事務局

健康づくり係長です。

発行部数については、実を申しますと先ほどの補助金の関係もありまして、今年度は減らしております。減らした理由につきましては、補助金ということだけではなく、アプリをつくりまして、お若い方には「ねりまちてくてくサプリ」、健康手帳機能もついておりますので、そちらを使っていただきたいと考えております。

ちなみに平成28年度は4万2,000部で、平成29年度は2万7,400部ということで発行しております。発行部数につきましては、ほぼ医療機関などを使って配っております、最終的に何部が区民の手元に渡ったかという正確な数はわかりません。ただ、私どものほうでは非常に人気のある事業でして、この時期になりますと、どこでもらえるのかというお問い合わせは多数いただいているところです。

○会長

よろしいでしょうか。どうぞ。

○委員

実は今日、その手帳を持ってきまして、非常に中身の充実とかがしっかりして、それから横書きになったというところが、横から縦に見られるようになってきたというのはよかったなと思うのですが、この事業、特に内科系の医療機関ですと、本当に必要かつ不可欠なものがコンパクトにまとまっているので、健診の後に配られたり、もしくは血圧でかかっている人にこれを配ることは、健康管理もしくは疾病管理において、ものすごく有用に感じていますので、なおかつ、私のところでも60名から70名ぐらいの方がこれを持っていきますので、本当に健康な方たちも実は持っていかれますから、かなりの部数、うちのところでも配っておりますし、それから医師会の中でも配られていると思います。これをやはりぜひ紙媒体でも、今後とも継続いただきたいなと思うところです。

○会長 よろしいでしょうか。

それではどうぞ。

○委員

禁煙支援事業の実施について2つばかりお聞きしたいのですが、まず1つ目は、これが本当に効果があるのかどうかということですね。要するに、喫煙というのは誰でも健康を害することを承知の上で、自由意思でやっているわけで、禁煙のために助成しても禁煙できるのかどうか。要するに、費用対効果がないのではないかと。もし費用対効果を期待するのであれば、これは医療機関にかかわるということはあるのですが、禁煙に成功した後の医療費に対して助成したほうが、もっと費用対効果が確実になるのではないかとと思うのです。何よりも、自由意思で禁煙しない人に何も助成までして禁煙してもらわなくてもいいのではないかと気がちょっとします。その費用対効果をどう見ているかお聞きしたいのです。

2つ目は、たばこは中毒で、中毒は病気だから、だから健康推進のために助成するという趣旨ではないかと思うのですが、中毒にはそのほかに麻薬中毒もあればアルコール中毒があって、もっと軽く言えば、肥満で食事の制限がなかなか難しいとい

うのもある意味では中毒みたいなもので、あるいは塩分過多で高血圧の人がなかなか塩分を削れないというのも、ある意味では中毒だと思うのですが、そういう中毒という中でこのたばこの中毒、これを助成するという点について、ほかの中毒との違いみたいなものがわかれば教えていただきたいのです。

○会長

私も医者の方から申しますが、たばこの害が一番大きいです。がんの原因になりますし、心血管障害の原因にもなります。それから老化の促進、認知機能の低下など様々な障害があります。アルコール、麻薬などいろいろな中毒があり、また肥満も問題ですが、たばこの中止が世界的に見ても一番重要なことと考えられていますので、1つに焦点を絞るとすれば、たばこの中止が一番健康に関連があると私は信じています。

○健康推進課長

費用対効果の話でございます。たばこの禁煙支援の事業の費用対効果の話ですが、こちらで想定しているのは、まず、禁煙したいという意思を持った方が練馬区に登録してもらおう。たばこをやめたい、これから禁煙の外来にかかりたいのだということをもまず最初に登録していただいた後、禁煙外来に通っていただくというように、手続的には考えています。

禁煙外来はおおむね5回、3カ月で1つの治療が終了するというパターンになっていまして、その5回を全部受け終わった方が、最終的に私どもにその領収証を持って申請していただく。5回終わっていない方については、それは対象にならないということを考えています。

それで、その禁煙の外来に5回かかると約8割ぐらいの方が禁煙に成功するというようなデータがありますので、その禁煙外来を一通りやっていただいた方はほぼ禁煙ができるのかなということで、そういった意味では費用対効果も十分見込まれると考えております。

それからこの時期にたばこの事業を行う理由ですが、オリンピック・パラリンピックを控えていまして、たばこのない社会づくりということを含めて、3年後にそういった効果が出るようにということで、先ほど最初に3年のサンセットの事業と申し上げましたが、そこを目指して32年度末までの実施ということで、今回取り組もうというところも1つの動機になっています。

以上でございます。

○会長

ほかにどなたかご意見、ご質問おありでしょうか。

それでは、次の議題の2「平成30年度練馬区食品衛生監視指導計画について」。資料の説明をよろしくお願いします。

○生活衛生課長

(資料 2-1)、(2-2)の説明

○会長

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、どなたかご質問、ご意見おありでしょうか。

○委員

よろしいでしょうか。この食品衛生に関して、カンピロバクターとそれからノロに関して是非常に有名なのですが、その両方が本来の意味での、本質的な食中毒とちょっと違うところがあると思います。特にノロに関しては、この流行というのはちょっと免れなくて、子どもたち、それから保育園で、育てているご両親とか、おむつがえとかそういうものから必ず、誰かが持ち込めば家族中がなるということではあるのですが、なったからといって命を奪うというところまではいかない病気であることと、それから、自分の家で胃腸炎を起こしたときのしっかりとした対策をとれば、間違った対策をとらなければ、重症化は防げるというようなことを区の方にぜひ啓蒙をしていただきたいと思います。つまり、しっかりと水分をとって、それから消化のいいものをもって、暖かくしてちゃんとお腹を冷たくしないでいけば、数日すれば必ずゴールは見えてくるというようなことを、病気になった後、病気になってしまった後のことも少し啓蒙していただければいいかなと思っております。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかにどなたかご意見があればどうぞ。

○委員

お聞きしたいのですけれども、生肉を食べないようにというようなご指導はあるようなのですけれども、熟成肉についてのご指導などはこれからどのようにお考えでしょうか。これからますます広がって行って、とりあえず加熱してあるから大丈夫だとか、お店で提供してくださるから大丈夫だと安易に召し上がる方も多いと思いますので、そのあたりは練馬区としてどのように取り組まれていくのかお聞かせください。

○生活衛生課長

会長、恐れ入ります。生活衛生課長です。

○会長

どうぞ。

○生活衛生課長

今、熟成肉というお話が出ました。ちょうどまさにニュースでも、熟成肉というのは例えば何カ月、何日熟成すれば熟成肉なのかというような明確なルール、基準がまだない状況なのです。私どもの基本的な考え方といたしましては、熟成していようがいまいが、流通の過程から食肉を取り扱う上での衛生基準がちゃんと担保されているのか。それを店頭でお客様に提供するまでの間、しっかりと衛生確保ができていくのかということで、現場で監視指導を行っていくという状況でございます。

いろいろな食のブームだとか、食の形態で新しいものが出る都度に、練馬区だけでなく、東京都一体となってその衛生基準を見直したりというところがございますので、一律のルールということになってくれば、そういったもの等を注視しながらということでございますが、食肉の卸業者さんであったり、店頭で販売している事業者さんにおいては、その熟成の仕方であったり、熟成する上での衛生管理がどのようになって

いるのかという部分は、ほかの食肉提供よりもさらに厳しくというのか、細かくというのか、しっかりと監視指導を行っていきたいと思っているところでございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○会長

ほかにどなたか。よろしいでしょうか。

それでは次の議題の3、「受動喫煙防止対策に関する国および都の動向について」。資料の説明をよろしくお願いします。

○健康推進課長

(資料3-1)、(3-2)、(3-3)の説明

○会長

それではこの議題についてご意見がある方、どうぞ。

○委員

よろしいでしょうか。

東京都知事がこの間、たばこ会議、都の医師会館で行ったコメントで、まず隗より始めよということで、東京都の都庁全体が敷地内禁煙になる、自分のところからそれを始めると考えておられて、4月1日からそうなると考えているのですが、練馬区の場合はどのような考え方でいらっしゃいますでしょうか。

○健康推進課長

東京都で4月1日から受動喫煙対策を行うということで、都庁のさまざまな施設について、職員の喫煙について制約があるという話は聞いています。区におきましては、まずこの健康増進法の改正が定まった段階で、その状況に応じて、庁内の喫煙については対応していこうと考えています。

○会長

ほかにどなたか、よろしいでしょうか。

規模の小さな施設は喫煙も認めるというように現在、なっていますが、恐らくオリンピックが始まる時には、小さなところでも禁煙にしないと、国際オリンピック委員会からクレームがつくと思います。リオデジャネイロでは、屋内ではあらゆる施設で禁煙になっていましたので、そのところは今後の経過を見たいと思います。

私、個人的な意見としては、小規模のところも、オリンピックまでには喫煙はできないようにすべきだと考えています。どなたかご意見のある方がいればどうぞ。

○委員

自分が勉強してきたことが呼吸器なのでコメントがあるのですが、小さな空間ほどやはり煙の濃度が高いですので、本当に数人しか入れないところで全員がたばこを吸って、1人の方がたばこを吸わないというような状況があると、極めて高濃度の

ニコチンやタールなどを吸うということになりますので、むしろそういうところで配慮したほうがいいのではないのかな、むしろそちらのほうが大事なのではないかというような気がしております。

○会長

どうぞ。

○委員

私も全く、今の委員のお話は、もう前々からそう思っています。狭いところほどたばこの煙の被害が大きいわけですよ。これはもう経営上の問題とか、小さいお店は経営が成り立たない、そういうようなことから配慮された結果だと思えるのですけれども、健康という意味からいくと、全く逆の話ではないかなと。

○会長

これは日本のデータかどうかはよくわかりませんが、小さいお店はむしろ禁煙にしたほうが実際お客は増えたというデータを読んだ記憶があります。

○委員

つけ加えてよろしいでしょうか。

私のところは繁華街からちょっと離れたところに施設があるのですが、スナックのママさんとか、それからそこで働く女性はたばこをお吸いにならないのです。でも、昔からもう30年もやっている、何年もやっているという、なかなか自分のところで禁煙を掲げるといふことに勇気がいると。でも、たばこが吸えるとなるとそういうお客さんたちが集まるのだけれども、目の前で吸われると、やはり自分も今後、長年やってきた分、健康が非常に心配だということをおられ、全体的に行政がやはりオリンピックを1つの目標として、小さいところも禁煙、吸いたい方は屋外で吸うというような動きになってくれば自分たちもとてもやりやすいというようなことをおっしゃる方が数名いらっしゃいました。

○会長

どうもありがとうございました。

ほかにどなたかご意見おありでしょうか。

実はこの中に、加熱たばこ専用の喫煙室とありますが、最近では、加熱たばこにも普通のたばこに近い害がある、ニコチンの量は同じだということ。ですから、アメリカのFDAは加熱たばこも取り締まるようになったという事を聞いています。日本ではまだ加熱とか、あるいは味をつけたたばこは問題はないようなことを言われていますが、それらのたばこもやはり有害です。更に加熱たばこを吸っている人が普通の喫煙者になる可能性が非常に高い。ですから、加熱たばこについても、喫煙室は今のところは仕方がないですが、禁煙にした場合には、加熱たばこも当然禁煙にすべきだと思っています。

どうぞ。

○委員

また追加ですみません。

加熱たばこは周囲への影響もあるのですが、実にニコチンの立ち上がりが速くて、たばこを吸って体に入るニコチン血中濃度を1とすると、いわゆるブルームテックと

かここにある4機種、いろいろな機種があるのですが、それぞれによって多少違いはあるのですが、10倍の速さでニコチンがぱっと入るので、習慣性も継続するし、さらにニコチン単独の、それからまた、それが変化するニコチンの量も体に結構な濃度で瞬間的に入りますので、吸われているご本人の健康被害というのは今後、何らかの形ではっきりしてくるのではないかと推測しています。

それともう1点は、これは日本でつくってなくてアメリカでつくっているんですけども、アメリカでは実はこれは売っていないのですね。アメリカはあれだけの国で、自分のところでつくって自分では売らずに、日本に売っていると。それはどういう意味があるのか深いところはわかりませんが、非常に複雑なものだと認識していただきたいと思います。

○会長

どうもありがとうございました。

ほかにどなたかご意見おありでしょうか。

それでは、特にないようでしたら、全体を通じての何かご質問、ご意見おありでしょうか。どうぞ。

○委員

全体でいいのですね。

○会長 はい。

○委員

さきほどの「健康日誌」について、委員のお話がありましたけれど、こういうことは練馬区医師会の中で、委員のお考え方というのは医師会としても取り上げられているのでしょうか。

○委員

これは、私たち健診を行う者に配られて、健診で、ご興味のある方にはお渡しをしてくださいというような形で配っているのですが、これは、この会議にも出ていてすごくいいので、健診を受けられる方には必ず配っています。だけど、若くてなかなかこういう紙媒体になじめない方は、今期から行う「ねりまちてくてくサブリ」などを、今後、今年度から推奨していきたいかなと思います。多分どこの医療機関でも数冊、10冊ずつぐらい配っておりますので、担当の先生におっしゃればいただけると思っております。

○委員

医師会としてやりましょうねという意味統一といいますか、それはなされていないのですか。

○委員

やりましょうねというのは何でしょう。禁煙ですか。

○委員

いえ、その日誌活用を。

○委員

みんなに配ってくださいますということはお伝えしています。

○会長

よろしいでしょうか。

もしご意見がなければ、健康部長からご挨拶をよろしくお願いします。

○健康部長

今回の第十期の健康推進協議会の皆様の任期というのが、平成28年8月2日から平成30年の8月1日ということになってございます。私どもの会議の予定としては今回、4回目というのが最後ということでございますので、これで第十期の会議を終えさせていただくということになろうかと思っておりますので、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思っております。

健康推進協議会の設置目的は、区民の皆様の健康の維持増進のためにどのような取り組みを進めるのがよいのかということについて、さまざまなご意見をいただくということで、健康づくり総合計画に位置づけた取り組みでありますとか、今日ご報告した食品衛生の指導の関係、それから受動喫煙防止対策など、さまざまな喫緊の課題についていろいろなご意見を伺うことができました。

皆様からいただきました貴重なご意見を参考にさせていただき、今後の健康施策に役立てていきたいと思っております。2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○会長

どうもありがとうございました。

それでは、本日の第4回の会議をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。